

The conference of Tohma



2009.5
第140号

とうまの議会

発行：当麻町議会 北海道上川郡当麻町3条東2丁目11番1号 TEL (0166) 84-2111



第1回
定例会開催

平成21年度 当麻小学校入学式(4月6日)

今号の目次

町政を問う(一般質問)	P 2
議案の審議	P 6
地方の声を国政の場へ	P10
平成21年度予算審査	P12
第1回臨時会	P17
第2回臨時会	P19
議会のうごき	P21
委員会活動	P22
議案審議の結果	P23



平成21年 第1回定例会

平成21年第1回定例町議会は、3月4日に招集され、15日間の会期で開かれました。

初日は、町長の行政報告、平成21年度町政執行方針と教育長による教育行政執行方針につづき、固定資産評価審査委員会委員の選任、条例の制定1件、条例の一部改正8件、規約の変更、指定管理者の指定、補正予算5件の計17件が審議されました。

なお、平成21年度当麻町一般会計予算ほか6特別会計及び水道事業会計予算については、予算審査特別委員会を設置し付託審査しました。

2日目(12日)は、議員による一般質問が行われ、最終日(18日)は、教育委員会委員の任命、12日より開催された予算審査特別委員会の審査結果報告、意見書3件などを審議しました。

なお、今号では第1回臨時会(2月23日開催)、第2回臨時会(3月24日開催)についてもお知らせします。
〔議案審議結果は23・24ページをご覧ください〕

A & Q

●
ここが聞きたい

町政を問う

第1回定例会において、福山、山下の2議員が一般質問を行い、町長の考えを尋ねました。
(要旨にて掲載)

問

新規就農者などへの支援試策を

答

今後、居住対策を含め
支援体制を協議

地域集落の担い手対策



福山 議員

問

町外からの新規就農や農業研修希望者など、将来に町内で定住を希望する個人や家族への支援策について伺います。

地域集落における農業の担い手の減少と高齢化は、農業生産力の低下や地域の生産環境の整備を困難にするだけでなく、地域そのものの運営・管理、存続を危うくし、いわゆる限界集落を発生させております。

このことは昨年3月の定例会でも指摘いたしました。ご答弁を頂いた後も「意向調査」の結果についての内容開示や、結果に対す

る町の対応方針なども、まだ明らかにされておりません。

北海道は他の府県に比べて農業分野での新規参入が多く、加えて新規参入に対する市町村での支援措置が充実しているといわれておりますが、当麻町においては、これといった支援策がいまだにとられておりません。

農林水産省・農業総合研究所の調査報告によりますと、「新規就農に対する支援措置の有無は、地域別に見た場合、新規就農実績と相関にあり、支援措置の有効性が確認できる」と指摘しています。

この場合、支援の有効性を発揮させるためには国や道府県・市町村の連携及び支援のセット化が必要である、としています。

新規就農者や農村移住者が多い自治体は、移住者の情報が核となつて更に新規就農希望者を呼び

込む相乗効果がある、と言われておりますが、当麻町は近隣自治体と比較しましても、道外からの移住者・新規就農者が極めて多い町です。

しかし、一般的に言つて新規就農希望者に共通して見られるのは、やはり準備資金の不足を含めた経済的な問題です。

こうした状況の中、少なくとも研修期間や定住準備期間に限り、住宅費の補助や使用料の減免などの方策が講じられないものかご検討いただきたいと思います。

町の「総合開発計画後期計画」の中では、第4次総合開発前期計画で実施された定住住宅の建設促進やニュータウンとうま等の分譲により、過疎化に一定の歯止めがかかった、としておりますが、問題は市街地中心部にあるのではなく、周辺地区の限界集落化にあります。

過疎集落への若者の定住促進により、地域を維持・活性化するためにも、こうした町独自の誘導策が必要な時期を迎えているように思います。この件について町長のお考えを伺います。

答

昨年(平成18年)の第1回定例会一般質問において、議員から限界集落の把握のために基礎調査の実施について提案されておりますが、その際に、農地の保全や作業の効率化に向けてということでお答えをしております。



町 長

平成18年に実施した「経営所得安定対策に係る意向調査」の分析により、農地の集積、農事組合内の話し合いを基本とした団地化の推進、水稲作付け不利地帯におけるそば・牧草の受委託作業の推進など、農地の有効利用及び保全対策に努めてきております。

J A当麻において行われた「米穀施設建設意向調査」の実施により、今後、売買や賃貸しようとする農業者が40名にのぼることも確認されており、その意向調査の結果は、「当麻農協だより」に掲載されており、この件について議員に説明していません。

は申し訳なく思っております。

少子高齢化時代の農村集落の維持、存続については、全国的な社会問題になっておりますが、本州の山あいにある集落と本町では地理的条件も自然的条件も大きく違うため、限界集落を一概に論ずることはできないと考えております。集落の運営については、行政区の再編や福祉・医療、産業、教育と町づくりの根幹にかかわることでありますので、課題解決に向けて、地域住民や関係団体の意向を尊重した将来の方向性を的確に把握してまいりたいと考えております。

次に、新規就農者の受け入れ対策についてお答えいたします。

今日、不況で職を失った会社員等を新規就農者として迎えたり、農業法人で雇用したりする動きが全国で本格化してきております。農業にとっては、ある意味では有能な人材を地域に招く絶好の機会とも捉えることができます。過疎、高齢化による担い手不足は、議員が言われるように緊急の課題と捉えております。

不足しております担い手に新規就農者が加わり、協力して当麻農

業を継承し、地域のリーダーとして活躍されることを、本町としても期待しているところであります。

しかし、農業未経験者の就農には、乗り越えるべきハードルが高いのも事実であります。栽培技術が伴わなければ品質が安定せず生産量も多くは望めないため、就農当初は苦しい経営が余儀なくされることもあり得ます。

また、就農にあたっての設備投資も多額なものになることから、相当の準備金が必要になってまいります。新規就農するためには、将来を見据えた営農計画とたゆまぬ努力、資本金が必要になってまいります。

今後は、研修者の居住対策を含め、研修条件のあり方や指導研修内容、バックアップ体制を含めて農協や関係機関、生産者と協議、検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。



問

- ① 活力ある産業の振興を
- ② 米園橋通りの道道昇格を

答

- ① 農と商の主体的な連携を支援
- ② 可能性があれば道とも協議



山下 議員

問

① 昨年度は、ご承知のよう
うに、気候にも恵まれ、近年にない大豊作となり、そ菜、花

きにおいても大きな収穫を得ることができ、また、当麻町産米がリンク付けで10年連続の北海道一の表彰を受けるなど、生産者、関係機関にも大きな喜びの一年でありました。

本年においても昨年同様に良い環境にあつて欲しいものと願うものであります。

さて、町長は行政執行方針の中

で「たくましく力強い産業の振興」ということで、基幹産業が農業であるとして、持続的発展が経済活動に活力をもたらすと言われています。

本町の農産物が全国ブランドとして地位の確立が地域に根ざす活気あるまちづくりに潤いと活気を生むように取り組む方針と伺えます。

商工業は、生活様式の変化とニーズの多様化により大型商業施設への購買力流出に懸念をいだいている中で、地元ならではの信頼性のある販売戦略や食の安全、地産地消の観点から、商工業、農業などが一体となった新たな商業形態が求められるとされていますが、この「新たな商業形態」ということについて、もっと具体的に説明を

いただきたいのと、中心市街地に何か大きな計画構想のお考えでもあり、農工産品の有利販売も含め地場産業の育成に取り組もうとされていこうとお考えがあるように理解されますが、お伺いいたします。

② 町道当麻4条道路の国道39号線交差点から比布町の国道40号線に通じる道路について、1日あたり相当数の車両が行き来している現状に驚くほどです。

ご存知のように、この道路は平成2年8月に開通され、物流、そして、この両地区の農業生産物の安定的供給の販路として、広域営農団地農道整備事業で整備されています。また、同時期に道道東鷹栖・永山線(942号線)が整備されていますが、片方はすでに市の建設でありながら、道道に昇格し、地域環境と道路網の整備は着実に進みました。本来であれば当麻4条道路栄園橋通りについても車両の通過台数からみても当然昇格認可されるものと考えられます。

2月下旬、2日間にわたり、私は栄園橋通りと道道当麻・比布停車場線(1122号線)におい

て車両の通過台数を調査しました。朝7時45分から8時45分までの通過台数は栄園橋通りは360台、道道当麻・比布線(1122号線)は102台でした。当然一日瞭然であります。

比較のとおり、栄園橋通りの24時間想定通過台数にしますと、時間通過台数の20パーセントとして、少なくとも1日当たり1700〜1800台通過されていると考えられます。

特に、この地区は夏は風雨の通り道で、冬は風雪が激しく、特に当麻側での正面衝突による事故が多く通行止めをして事故整理をしなればならない状況が少なからずあります。

路面は損傷が激しくオーバーレイをかける予定と聞いていますし、幅員5・5メートルの車道と1・5メートルの歩道。この歩道においても非常に狭く老朽化しており、水しぶき、雪が舞い歩道と車道の区別がつかないほどの歩道を顔をかばうように歩いているお婆ちゃんの方に危険と隣り合わせの道路で、人身事故も含む交通事故も発生しており、非常に危険な路線と言わざるを得ません。

町としては道路維持管理面にはかなり気を使いながら維持管理されていますが、歩車道と歩道橋の拡幅に大きな予算が必要なことから、ここは比布町長と当麻町長が早急に協議して、旭川土木現業所に、道道昇格、道路橋梁整備を要望することが急務と考えます。

また、町道が道道に昇格する条件や基準があればご提示をいただきたいと存じます。

答

町 長

① 1点目の活力ある産業の振興につきましては、先の町政執行方針の中でも述べさせていたいただきましたが、生活様式の変化やニーズの多様化に伴い町外への購買力の流出が依然として続いており、商店の後継者不足、それに伴う高齢化が進み、商店が減少して行くという厳しい状況にあります。

こうした状況のもと、都市部と同じ事をしていては、購買力の流失はさらに続くものと考えられ、当麻町のように、日常において消費者と商店が顔のわかる仲での信頼性を高めた販売戦略の検討や、全国的にも高い評価を得ております当麻農業の農産物を活用した地産地消活動による商業の活性化策

の検討など、商業と農業の分野が連携して、当麻町ならではの「新しい商業形態」を模索してゆく事が必要であるとの考えを町執行方針で示したものであります。

実際としてしましても、全道一の当麻米を利用したりゾットやパンの販売、また、当麻産野菜を食材に利用した食べ物、地元のパラを地元で販売するなど、農と商の連携した新しい形態が芽生え始めております。

しかしながら、この形態をさらに進めるためには、商業団体並びに農業団体が主体的に協議検討して、はじめてその方向性が見出されるものと考えておりますので、町といたしましては、両者との連携を取りながら協力と支援をしまいる所存であります。

また、中心市街地における商業振興に関する施設等の計画は、今のところありませんが、商工会が行っております商工まつり「きらり」をはじめ商工業振興に対する支援を引き続き行ってまいります。② 次に、ご質問の町道4条道路は、道営の広域農道整備事業により石狩川に栄園橋を新設して、国道39号交差点から国道40号の間が

平成2年に開通いたしました。

当該区間の開通により、産業・観光道路としての交通量が多くなつており、近年交通量はますます増加の傾向にあります。

特に、11月から1月にかけての期間は、美瑛・旭川方面から土別の甜菜製糖工場へのビート運搬トラックの経路となっており、大型車両の通行が多くなっております。

計画時の予想交通量は1日、1455台でありましたが、現在では、これ以上の交通量があると推測しており、舗装実施から18年を経過しているため、路面の磨耗・破損等が多く、現在の維持管理は部分的な補修で対応している状況であります。

当面、町での本格的な補修は財政的な問題もあるため、道営事業によるオーバーレイについて、平成23年度の事業採択として要望しているところであります。

道道昇格の要望につきましては、並行する道路認定路線の当麻比布線との関係や、道では、「道財政立て直しプラン」に基づき昇格路線数を限定していること、さらに認定基準にも該当していないことから実現は難しいものと思われま

す。しかし、比布町とも協議し、実現の可能性があれば道との協議を行つてまいりたいと思ひます。

また、町では、国道39号の4条道路交差点まで整備されております4車線化を、さらに7条道路交差点まで延長していただくよう、毎年国に要望しております。

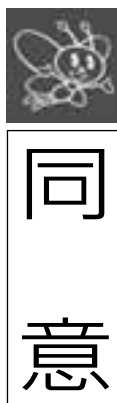
4車線化は、道道当麻比布線（7条道路）へ誘導する事業要望でもあります。この4車線化が実現いたしますと国道を経由し、当麻比布線を通行し比布方面へ向かう車が増加するとともに、4条道路の交通量が減少すると思われるので、引き続きこの区間の国道4車線化の要望をしております。

都道府県道への昇格基準は道路法で規定されておりますが、起点・終点の位置が基本となっております。主なものは、(1)起点が主要地（市または5千人以上の人口がある町）、終点が主要地、主要港、主要停車場（鉄道の駅）、主要な観光地のいずれか。

(2)起点が主要停車場、終点が主要な観光地のいずれか。

(3)起点が起点を含む市町村を2箇所以上經由する、終点が起点の沿線と密接な主要地・主要港・主

要停車場のいずれかなどです。



**固定資産評価審査委員会
委員の選任**

平成21年6月17日で任期満了となります。土屋清一氏（6条東3丁目）を引き続き委員に選任することに同意しました。



土屋清一氏

教育委員会委員の任命

平成21年4月15日をもって任期満了となります。糠谷仁一氏を引き続き教育委員会委員に任命することに同意しました。



糠谷仁一氏

町政はあなたのために...

議会を傍聴しましょう



- 町議会の定例会は、年4回（3月・6月・9月・12月）開かれます。
- 町議会の臨時会は、必要に応じて随時開かれます。

次の定例会は6月です。お気軽においでください。



条 例

当麻町敬老祝い金条例の 制定について

制定について

この条例は、平成16年から「長寿祝い金条例」に基づき、75歳から5歳さきまで100歳までの方に1万円の支給を行い、また、全町敬老会では、数え88歳の米寿の方と数え99歳の白寿の方に祝い品として、それぞれ1万円と3万円の商品券を贈呈してまいりましたが、今後の長寿社会に向けてこのお祝いのあり方について見直しを行い、喜寿、米寿、白寿及び満100歳の方に祝い金を贈呈するため、新たに敬老祝い金条例を制定しました。

この条例は、平成21年4月1日から施行し、現行の当麻町長寿祝い金条例を廃止しました。

問

福山議員

① 現行の「長寿祝い金条例」は5年目で見直しと申すこと

ですが、現行の条例によりまして、21年度の支給額は411万円と、新しい条例ですと249万円と、約6割の額に圧縮されますが、新しい制度のもとで、5年先には

どの程度の額になるのか推計で結構ですのでお教えいただきたい。

② また、この制度を廃止している自治体もありますが、将来的に廃止も含めて検討されているのか、お考えを伺います。

答

健康福祉課長

① 5年後の金額につきましては、現状の人数から推計ですが、トータルで423万円です。

答

副町長

② 2点目の将来の見込みですが、経済状況によっては検討する余地も出てくると思っております。

当麻町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

この条例は、職員の勤務時間を改正するものです。

改正内容は、職員の1週間の勤務時間について、40時間と定めておりましたが、4月から国家公務員の1週間の勤務時間が38時間45分に改正されたことから、本町職員の1週間の勤務時間を38時間45分に改め、1日の勤務時間を7時間45分に改めました。

本条例につきましては、町民サービスが低下しないよう、始業時

間の午前8時30分、終業時間の午後5時15分は変更せずに、休憩時間の午後零時15分から午後1時までを、正午から午後1時までとする規則の改正を行いました。

なお、この条例及び規則は、平成21年4月1日から施行されました。

国民健康保険当麻町立診療所条例の一部を改正する条例について

この条例は、国民健康保険当麻町立診療所の診療時間を改正するものです。

職員の1週間の勤務時間を38時間45分に改正することに伴い、国民健康保険当麻町立診療所条例に規定する診療時間を改正しました。

第1、第3水曜日を除く月曜日から金曜日までの診療時間を、4月より午前8時30分から正午まで、及び午後1時から午後5時15分までに改め、第1、第3水曜日の診療時間は、4月より午前8時30分から午後零時15分までに改めまし



当麻町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律に基づき制定された「町職員の育児休業等に関する条例」を、国に準じた内容とするために改正するもので、主な内容は、①育児休業をした職員の職務復帰後における号俸の調整と、②育児短時間勤務職員の勤務形態と勤務時間の規定などを変更するものです。

当麻町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

この条例は、職員の職務級の分類の基準について改正するものです。

改正内容は、別表で定められております職務の級は、平成18年4月1日から制度改正により職務の級が8級制から6級制に改正されたこともあり、同一の役職でありながら二つの級に分類していたり、同じ級の中に各種異なる役職名が混在しているなど複雑さ、困難さ、責任の度合いに応じた役職の分類としては、わかりやすく不明瞭な部分がありました。

そうしたことから、役職に応じたその職務の級に位置づけられた責任度合いを明確にし、さらなる自覚を促すためにも、概ね役職ごとの級別に分類するよう改正を行ないました。

当麻町乳幼児等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について

この改正は、医療費の助成対象者から除外するものの範囲を追加する規定の整備と子育て支援の観点から町単独事業として、助成圏の対象年齢を拡大いたしました。

改正内容は、児童福祉法の改正により、保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童の養育に関し、相当の経験を有する養育者の住居において、養育を行なう事業で「小規模住居型児童養育事業」が創設されたことに伴い、この事業が国及び道の措置費制度の対象となるため、本条例の助成対象から除外しました。

北海道の補助制度により就学前までは入院及び通院等に係る医療費を助成、小学校までは入院及び指定訪問看護に係る医療費を助成しておりましたが、町単独事業に

より入院及び指定訪問看護に係る医療費の助成について、中学生まで助成圏の対象年齢を拡大しました。

当麻町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について

この改正は、児童福祉法の改正により、保護者のいない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童の養育に關し、相当の経験を有する養育者の住居において養育を行なう事業で「小規模住居型児童養育事業」が創設されたことに伴い、本事業が国及び道の措置費制度の対象となるため、本条例の助成対象者から除外いたしました。

当麻町介護保険条例の一部を改正する条例について

介護保険料は、介護保険事業に要する3年間の総支出見込み額に対し、公費負担が5割、残りの5割を65歳以上の第1号被保険者と40歳から64歳までの第2号被保険者で負担する仕組みであり、この保険料は3カ年ごとに見直しがおこなわれます。

今回の改正で、平成21年度から

23年度までの3カ年の第1号被保険者の保険料を定めました。

保険料は、第4号に掲げる保険料4万5,600円が基準額で、前回保険料と比較しますと、月額で200円、年額で2,400円の増加となります。

当麻町住宅建設資金融資条例の一部を改正する条例について

この条例は、3月31日をもって効力を失うこととなる条例ですが、低迷する経済状況の中、町内経済の活性化を図るため、また、当麻町商工会から事業延長の要望もあったことから、さらに5年間事業を延長し、平成26年3月31日までの期限の条例とするために、附則を改正しました。



当麻町公の施設に係る指定管理者の指定について

平成18年度から導入の当麻町健康福祉施設の指定管理者の指定期間が、3月31日で期間満了となることから、次期指定管理者の募集を行いました。

指定申請書の提出は、「株ベリ

ーワークジャパン代表取締役 山田春雄」1団体からあり、指定管理者選定委員会を開催し、指定管理者の候補者として適当な団体であるとの報告を受け、指定管理者の指定について、地方自治法の規定により議会の議決後契約を締結します。

「株ベリーワークジャパン」は平成18年から3年間、当施設の指定管理者として管理運営を行なっており、利用者へのサービスの向上、管理運営経費の縮減に努めております。

指定の期間は、本年4月1日から平成24年3月31日までの3年間です。



ヘルシーシャトー

問

大川議員
指定管理者制度を私は評価

しておりませんが、今後、老朽化してお金がかかったり、改修などもしていきたいと言う事ですから、指定管理者との次の交渉の中にも話し合いが含まれると思います。

利用料のことや増築など、これから3年間で予想されますが、そうした意味で、行政として具体的な考えがあれば伺いたい。

答

健康福祉課長

施設の増築等については特
に考えておりません。集客力の関
係では近郊に同様の施設があるわ
けで、頭打ちということもあり、
合宿等に力を入れていこうという
ことで、新年度については洗面所
の改修なども予定しています。

改修の関係につきましては、町
の方で直接執行する形を予定し、
指定管理者につきましては、通常
の維持管理関係の修繕をお願いし
たいと考えています。



変 更

**上川支庁管内町村公平委員
会共同設置規約の変更につ
いて**

この変更は、上川支庁管内中央
部8町及び大雪地区広域連合が構

成団体となり、地方公共団体の徴
収金並びにその他債権における滞
納整理に関する事務を共同処理す
るため「上川広域滞納整理機構」
が2月23日付けで設置されたこと
に伴い、上川支庁管内町村等で設
置している「上川支庁管内町村公
平委員会」に加入の申し出により
規約に加えるとともに、「上川南
部消防事務組合」、「富良野広域
串内草地組合」が、「富良野広域
連合」に事務が移行されたことに
伴い、「上川南部消防事務組合」、
「富良野串内草地組合」を削除し
ました。



補正予算

**平成20年度当麻町一般会計
補正予算(第6号)**

現行の予算に83万3千円追加し、
予算の総額を45億1,776万3
千円としました。

◎補正の主な内容

歳出の主な増額として、老人福
祉費の介護保険特別会計繰出金で
介護の報酬改定等に伴うシステム
改修委託料、主治医意見書作成手
数料の町負担分として、63万9千
円。公共下水道費の公共下水道事

業特別会計繰出金で、財政融資資
金残高の繰上償還に伴う繰出金と
して、18万7千円等です。

歳入の増額として、地方交付税
の普通交付金で、83万3千円。
繰越明許費で2月23日の町議会
臨時会において議決の8事業につ
いて繰越をおこないました。

**平成20年度当麻町国民健康
保険特別会計(事業勘定)
補正予算(第2号)**

現行の予算に105万6千円追
加し、予算の総額を10億8,77
7万4千円としました。

◎補正の主な内容

歳出の増額として、保険給付費
の一般被保険者療養費で、柔道整
復施術料等の医療費増により67万
3千円等です。

歳入の増額として、道支出金で、
医療費増による普通調整交付金と
して67万3千円等を増額しました。

**平成20年度当麻町後期高齢
者医療特別会計補正予算
(第2号)**

現行の予算に122万5千円追
加し、予算の総額を9,830万
9千円としました。

◎補正の主な内容

歳出の増額として、総務費の一

般管理費の後期高齢者医療一般管
理経費で、保険料軽減などの制度
改正に伴う後期高齢者医療システ
ム改修委託料等の増により、12
2万1千円等です。

歳入の増額として、国庫支出金
で、システム改修に要する経費の
高齢者医療制度円滑運営事業費補
助金として121万8千円等です。

**平成20年度当麻町介護保険
特別会計補正予算
(第4号)**

現行の予算に107万9千円追
加し、予算の総額を7億845万
8千円としました。

◎補正の内容

歳出の増額として、総務費の一
般管理費の介護保険運営事業で、
制度改正に伴う介護報酬改定等
によるシステム改修委託料として8
万2千円。認定調査等費で、要介
護認定申請が増えた事による主治
医意見書作成手数料として19万7
千円です。

歳入の増額として、国庫支出金
で、システム改修に要する経費の
介護保険事業費補助金として、44
万円の増額。繰入金で、一般会計
からの事務費繰入金として、63万
9千円です。

平成20年度当麻町公共下水道事業特別会計補正予算
(第4号)

現行の予算に1億1,058万7千円を追加し、予算の総額を3億1,144万4千円としました。

◎補正の主な内容

歳出の増額として、公共下水道事業債借換事業の公債費元金で、公的資金補償金免除繰上償還に基づき、財政融資資金残高の一部を低金利資金に借換えをするため、繰上償還の元金1億1,058万7千円です。

歳入の増額として、繰入金で、一般会計から借入端数分の繰入金として、18万7千円。繰上償還に伴う公共下水道事業借換債として、1億1,040万円です。

この、借換えにより約3,365万円の利子の軽減が図られます。

報
告

例月出納検査の結果

監査委員より平成20年12月、平成21年1月に実施した検査結果が報告されました。



意見書

地方の声を国政の場へ

第1回定例会では意見書3件を可決し、内閣総理大臣ほか各関係省庁などに提出しました。なお、内容は次のとおりです。

市町村立病院の経営安定化と療養病床の維持存続を求める意見書

市町村立病院は、地域住民の生命と健康を守るため、地域の他の医療機関や行政機関と連携を図り、救急や小児、周産期などの不採算部門や予防医療活動を積極的に担いながら、住民本位の医療提供に努めている。

しかし、道内の市町村立病院は、約6割が100床以下の小規模病院であり、急激な人口減少、医師不足の深刻化、診療報酬のマイナス改定等により、非常に厳しい経営を強いられ、市町村立病院の77%が赤字である。

現在多くの市町村立病院は、経営の効率化のために病院規模の適正化、経営コストの削減、再編ネットワーク化、経営形態の見直しを検討しているが、収入の根幹である診療報酬のマイナス改定は安定経営を脅かしているばかりか、病院の存続を検討する事態にまでなっている。また、一般会計繰出金は、地方交付税措置額の1.7倍に達し、自治体財政を圧迫する要因となっている。特に不採算部門における国の交付税措置は不十分であり、地方交付税額の繰出基準の改善が必要である。

また、2006年に「医療制度改革関連法」が成立し、介護療養病床を2012年3月末で廃止し、医療療養病床も大幅に削減することとされた。しかし、介護療養病床の転換先として介護療養型老人保健施設が創設されたが、医師や看護師の配置が手薄くなり、現在のような医療行為を提供することが困難になり、入居者を継続入所させることができないと危惧されている。このまま介護療養病床が廃止され、医療療養病床が削減されれば、行き場のない、いわゆる「医療難民」「介護難民」が多数出ることには明らかであり、結果として医療の地域格差を広げ、地域医療の崩壊を招くことになる。

以上のことから、地域医療は住民にとって、無くてはならない生活基盤であり、地方自治体としては、これを守り維持することが必要不可欠であるため、次のことを要望する。

記

- 療養病床を持つ病院や不採算部門を抱える病院、小規模病院の経営を安定させるために、次期診療報酬改定では診療報酬を増額すること。
- 公立病院や公的病院に対する地方交付税措置額の改善については、昨年12月26日に増額措置が公表されたところであるが、一層の普通交付税措置により、不採算地区病院、救急病院、小児・周産期病院の経営安定を図ること。
- 地域の実情に合わせて医療療養病床を維持するとともに、介護療養病床の役割を再評価し、存続を検討すること。

北海道の自衛隊体制維持を求める意見書

北海道に配置されている自衛隊は、国土防衛はもとより、災害発生時の救援・救難活動や救急患者の搬送など、道民の安全と安心の確保に向けて大きな役割を果たしてきたところであるが、近年、第5師団及び第11師団が旅団化されるなど、特に陸上自衛隊の削減が行われ、地域の安全と安定、さらには地域経済や地域社会に大きな影響を与えていることは、大変遺憾である。

現在、国においては、平成21年末をめどに「防衛計画の大綱の見直し」と「次期中期防衛力整備計画の策定」の検討に着手されていると承知しているが、今後さらに本道における自衛隊の大幅な削減は、我が国の防衛上の問題はもとより、災害発生時の派遣や地域経済への影響など、さらに大きな影響を及ぼすことは必至である。

また、本道には大規模な演習場や射場など整備された施設が存在し、一年を通して本道の部隊のみならず全国の部隊がこれらの施設を活用するなど、長年にわたる地域の自衛隊に対するバックアップ体制があり、その有形無形の体制は一朝一夕で得られるものでなく、その貴重な財産を将来にわたって活用すべきである。

よって、国においては、「防衛計画の大綱の見直し」及び「次期中期防衛力整備計画の策定」に際し、地域の意向を十分に配慮され、本道における自衛隊の体制が確実に維持されるよう強く要望する。

中山間地域等直接支払い交付金制度の継続に関する意見書

中山間地域等直接支払い交付金制度については、農業生産条件が不利な地域において、農業生産の維持をはかりながら多面的機能の維持をはかることを目的に、平成12年度より、5ヶ年間実施され、さらに平成17年度より21年度まで新たな5ヶ年対策として実施されている。

北海道においては、本制度の実施により、①耕作放棄地の発生防止、②集落・地域活動の活性化、③国土保全など多面的機能の維持、④生産性・収益向上等に、大きな成果を発揮しているが、仮に実施期間終了をもって制度が打ち切られた場合、農業生産活動や地域社会の維持に重大な支障をきたすことが懸念される。

については、平成22年度以降の中山間地域等直接支払い交付金制度の継続に向け、下記のとおり要請する。

記

北海道における農業生産基盤の維持や集落・地域活動の活性化、生産性・収益のさらなる向上等をはかるため、平成22年度以降においても、現行の中山間地域等直接支払い交付金制度を堅持・継続すること。

平成21年度予算 総額 60億337万6千円



中 港 委 員 長

平成21年度当麻町一般会計予算ほか6特別会計予算及び事業会計予算は、議長を除く全議員で構成の『予算審査特別委員会（中港委員長・田澤副委員長）』を設置し審査を行いました。審査の結果、各会計予算案については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

各 会 計 予 算 額

● 一般会計	37億円
● 国民健康保険特別会計(事業勘定)	10億1,720万円
● 国民健康保険特別会計(医科診療施設勘定)	8,200万円
● 老人保健事業特別会計	1,130万円
● 後期高齢者医療特別会計	8,550万円
● 介護保険特別会計	7億3,530万円
● 公共下水道事業特別会計	1億6,600万円
● 水道事業会計 収益的支出	1億2,430万1千円
● " 資本的支出	8,177万5千円
総 額	60億337万6千円

● 前年度比 …… 1億2,093万3千円減

質 疑

一 般 会 計 歳 入

一 括

問

千葉委員

公営住宅、定住住宅、町営住宅の使用料の数字がそれぞれ記載されていますが、使用料の算定根拠をお示し下さい。

答

建設水道課長

使用料の算定につきましては、公営住宅法の中で現在1階層から6階層の6区分になっていて、階層毎のそれぞれの収入に応じた額で計算して決めることになっております。町営住宅も公営住宅に準じた計算方法で、定住住宅は一定額で単身と世帯で決まっておりますので、その算定基準で計上しております。

問

千葉委員

年間を通して空室、満室になつたりすると思いますが、この予算の計上分については100%入居があつたとの事での計算でし

ようか。

答 建設水道課長

公営住宅については100%入居、定住住宅、町営住宅はある程度空室があるという事で計算しています。

一般会計歳出

総務費関係

問

千葉委員

最近、放送を聞いていて「老健施設の従業員募集」の放送が入りました。個人病院が経営している施設の従業員の募集を放送することについて、防災行政無線の法律に抵触しないのか伺います。

答 総務企画課長

防災無線につきましても、基本的に行政関係の情報、防災関係の情報を流すということになっております。今回、この社会福祉法人の募集については、町内の雇用促進という観点で行政関連として流しておりますので、ご理解願います。

民生費関係

問

田澤委員

学童保育も13年経過して、OB先生方のカリキュラムに沿った保育事業がなされ大変喜ばしいことです。

定員が、昨年65名から今年は1年生が28名入ることから70名ということ、その指導体制についてお伺いします。

1学期が4名で2学期以降3名体制となっておりますが、1学期より2学期以降の方が児童も環境になれ活動範囲も増えてくる、特に衛生面など色々な面で事故が心配され通年4人体制が必要と考えます。

予算面で、今年度計画63万円増えていますが、先生方の対応や施設の整備などを考えると足りないのではないかと思いますがいかがですか。

答

健康福祉課長

今年度1年生28人、2年生25人、3年生17人の計70人で1名の待機者がいますが定員70名と考えております。

指導員が1学期に限り4人体制

としておりますが、児童がすべて70人という事ではありませんが通年4人体制については十分検討させていただきます。

予算について63万円の増は指導員の部分で、施設整備については別の消耗品・備品の関係で計上しております。



学童保育

問

田澤委員

定員が70名で今待機児童が1名と聞きましたが、現在厳しい社会情勢で共働き家庭が多くなりそれに合わせて待機児童も増えてくるものと考えられますが、保育事業の目的は仕事の関係で保護者がいない期間預かり保育することです。待機させることのないよう検討していただきたい。

答

健康福祉課長

現在待機1名ということですが、70人目のスペースセンターでは限度ぎりぎりの状態で、その場合は低学年を優先することも考えなければならぬと思いますけれども、学童保育の流れとしては規制しないで全員を保育する方向になってきておりますので、今後検討させていただきます。

問

長瀬委員

公衆浴場の運営について、入浴収入が162万円で、管理経費が583万円です。差額420万円程の支出増となりますが、ボイラーの改修も必要となれば問題があると考えます。今後、どのように方向づけを考えているのか伺います。

答

副町長

ボイラーの耐用年数が過ぎているので、修理しながら営業しております。1日の平均利用者数35人程度で、そのうち風呂のない世帯が10軒です。ヘルシーシャワーへの交通費等の補助を考えながら、具体的に1年かけて検討していきたいと思っております。

農 林 業 費 関 係

問

福山委員
新規事業として農村青年育成事業がありますが、具体的にどのような事業を想定されているのか伺います。

答

農林課長
町内には農協青年部と施設園芸青年部、そして米産地形成青年部という三つの団体がありますが、先月農協青年部として、一つの団体に統合しましたので、この団体に対して活動助成をしていきたいと考えております。

問

成田委員
100年に一度の大不況で外国輸出産業に関連する企業に影響が出ています。特に、木材市場が低迷していると説明がありましたが、これだけの事業をやった中で立木売払い収入は、どのようにとらえているのかご説明願います。

答

農林課長
町有林の間伐事業は(27ヘクタール増)450万円、森林総合研究所の利用間伐売払い収入が100万円、町有林利用間伐事業(34ヘクタール)1,200万円予算をみてございます。それから、町有林皆伐事業(10・3ヘクタール)1,700万円を見込んでございます。

昨年12月位から木材市場全体が急激に落ち込んできておりますが、できるだけ有利販売に努めていきたいと考えてございます。

また、択伐事業は今年1月の銘木市での販売で、平均単価は昨年同期の約40%減の実態です。市場の状況を見ながら事業も実施していきたいと考えています。

商 工 費 関 係

問

山下委員
アスレチック整備事業の内容容について伺います。

答

総務企画課長
アスレチックの修理は、コテージD棟の屋根の張り替え、バレーキューハウスの改修、さわやかトイレの修理を予定しています。



コテージ

問

福山委員
オートオアシスのクラブハウスの関係ですが、昨年約150万円の費用を投じて内部改装をしております。当初2,800万円の売り上げを目標に設定していると聞いておりますが、20年度はどの程度の売り上げがあったのか、それから、今後、のぼりや看板の新設をお考えなのかどうか伺います。

答

総務企画課長
クラブハウスの売店の関係ですが、売上額については細かな数字は聞いておりませんが、当初計画に比べ、実際には売り上げが伸びていないと聞いています。町としては、行政財産の貸付という

教 育 費 関 係

問

福山委員
学校給食センターの賄い材料費関係ですが、今後、安心・安全の農産物の産地である当麻町の食材料利用率を上げる方向でのお考えはないのか伺います。

答

教育課長
食材の関係ですが、町内のいろいろな食材が24%ほど、町外は76%になっています。また、昨年に関しては有機農業推進協議会の関係で、14種類の野菜を18日間ほどいただいております。補助制度もある関係で増やしていただいております。



特別会計

介護保険関係

福山委員

問

歳入関連で、一般会計と基金からの繰入が伸び続け、新年度は昨年対比で18%も伸びていて心配しています。推計で結構ですの、現行制度の下で、今後、どの程度の額まで伸びるのか伺います。

答

健康福祉課長

これからもどんどん伸びていくと思います。この3年間で推計しますと、一般的に最初の年の繰入は低く、2年目が中間程度、3年目が伸びるといった傾向を示しています。

総括質疑 8会計

問

長瀬委員

教育執行方針の中で、学校

給食の食べ残しや好き嫌いをなくすよう、もう一口食べる指導をするといふ文句がありますが、食べ残しの品目では何が多いのか。ど

のくらの量が余っているのか。

また、文部科学省の目標では、小・中学校の米飯給食を週3回以上とあります。全国では2.9回、当麻町では3回となっていますが、今後、何を取り入れるのか伺います。

答

教育課長

学校給食につきましては、月・水・金曜日の週3回が米飯、火曜日が麺類、木曜日をパンとしております。残食が一番多いのはご飯で10〜20%、1日当たり50キログラムほどの米を使いますので5キログラムから10キログラム程度は余る計算になります。次に多いのがパンで10〜15%、麺類の残食はありません。この残食に対しては、学校の栄養教諭・各小学校の担任の先生の指導により「もう一口食べる運動」を今年度から特に力を入れて推進していくようにしています。

米飯給食を週3回以上を目指す措置につきましては平成20年度より、町内米を使用した米粉パンを2回ほど使用しています。21年度は、米粉パンは料金が1個当たり110円と普通のパンより50円程度高くなりますが、各学期毎に年3

回使用する予定になっています。

問

田澤委員

町政の執行方針の中に「公営住宅の移転整備に併せて住宅政策推進基礎調査を実施し、具体的な公営住宅等の計画策定に取り組む」との文句がありますが、先日行われました議会臨時会の公営住宅の建設との整合性が心配されますが、基礎調査の目的・内容をお伺いします。

答

建設水道課長

基礎調査は公営住宅関係だけでなく、町全体の耐震計画も含めた住宅政策の調査で、国の公営住宅関係の交付金について基礎調査が義務づけられています。お示した図面にあります公営住宅については、若干この中で見直しになる可能性もあります。戸数については、開発計画の中で何回も検討してまいりましたので、100戸を維持して移転計画を立てております。

問

成田委員

当麻町の森林組合は、世界不況の影響を受け、現在、工場がフル稼働しておらず、山造りの観

点からも非常に不安であると思っております。山から切り出した木材は当麻町のみならず近隣町の財源となり山造りを行っております。森林組合の工場はこれまで大きな貢献をされており、十分必要性があると認識しております。

今まで、恩恵を受けている近隣町と相談し、何とか、広域的な観点から当麻町森林組合の工場の維持、雇用を守ることができないかお考えを伺います。

答

副町長

大変憂慮している事態でございます。道内に14ある森林組合の工場で稼働している工場は2ヶ所だと聞いています。

町有林の木材を有効活用・処理をするといった部分では大きな痛手を被る場合もあると思いますし、近隣の町村は工場を持っておりませんので、処理について心配しているのも事実でございます。広域での検討はどうだろうかという提言でございますので、近隣町とも検討・協議をしてまいりたいと考えております。

問

澤田委員

武道館調理室の調理器具について伺います。

時代と共に少子化・核家族、そして地域のお手伝いの方々の高齢化もあり、少人数でお葬式を執り行う家族も多くなっていると思いますが、その反面、調理室には5升炊きの大きすぎる炊飯器や鍋など大人数用の調理器具が多く、人数に合わせて使い分けができる鍋や釜、コンロ、電子レンジなどの調理器具の見直しが必要ではないかと思いががでしょうか。



武道館

答

税務住民課長

核家族になりまして、葬儀自体も段々人数が減ってきておりますので、調理の器具につきましては検討させていただいて、なるべくそういう方向で進めていきたいと思っております。

問

福山委員

総務関連で、ブロードバンドについて伺います。

昨年9月の定例会で町内の通信施設の充実ということで、ブロードバンドの促進に関連して開発局が敷設している光ケーブルを町でレンタル使用できないか質問しました。その際の答弁は、今後、早急に調査したい旨のことでしたが、実はこのレンタルを上川町で導入を始めました。

調査の結果がどうなったのか、町として今後、利用するお考えはないのかお答えいただきたいと思っています。

答

総務企画課長

開発建設部の光ケーブルにつきましては、レンタルも可能でございますが、接続する施設等については町の方で負担しなければならぬということ、基本的に経費がかなりかかるので今のところ実施の方向で考えていません。現在、市街地につきましてはN-TTの方で、ある程度戸数が確保された場合には光ケーブルが入り、その中で無線のブロードバンド化等の方式がありますので、そういう状況の時点で再度検討したいと

問

福山委員

当然、費用はかかります。ただ上川町の例でいえば2,300万円で無線基地を設置し、利用者に飛ばすことができます。

これは一番安い方法だと思いませんし、全ての家庭に配信するのではなく、利用者との契約で基地局から無線で飛ばす方法も検討されないのですか。

答

総務企画課長

あくまでも基地局の設置費用自体が自治体の経費になってまいります。また、契約戸数が無線の場合、何戸になるか分かりませんが、戸数が多いから経費が下がるといふふうに考えていませんし、基本的な経費が相当かかると考えておりますので、当面難しいという判断をしております。

問

山下委員

小学校5・6年生を対象に週1時間程度英語の授業を入れていくと聞いています。この英会話配置事業の中で、英語教師は1名だと思えますが1名で足りるのか。

併せて、一般教員がこの英語授業に携わっていくのか、英語授業が

答

教育長

1時間増えることにより他の授業に負担はかからないのか伺います。

国の指導要領の改訂で、英語授業を小学校高学年に導入するということになっていきます。

当麻町の場合には、平成15年から独自に採用しまして小学校の英語授業を展開しています。翌16年から特別委員会を学校関係者でつくり、そのカリキュラムの中で英語授業を始めています。

先生が1人で十分なのかということ、当然、16年から担任の先生がメインとなり、そして英語教師が助手的な立場になって英語授業を展開しております。ですから、この文部科学省の新しい英語授業が加わり、授業数が増えても、当麻町の場合には、スムーズに移行していけるということを学校からも報告をいただいています。

問

山下委員

消防の広域化について現在のどのような状況であるのか伺います。

答

副町長

消防の広域化ですが、数年前から協議をさせていただいて、今、旭川市に委託するという形で

の広域化がでてまいりました。しかし、私どもはコストの削減は当然必要ですが、地元の住民の安心安全をどう確保するかが必要だろうと思っております。もう一つは、委託することによって各消防団との指揮系統が若干変わってきます。旭川市消防団と8町消防団については、地元の首長が指揮権を持つているということがありまして、昨年8町で旭川市に一部事務組合での形ではどうなるのだろうか、このシミュレーションを出して欲しいという経過になっています。一部事務組合形式ですが形としては今までと同じように賄い方でシミュレーションをつくっていく、ということと旭川市に申し入れをしていますので、この回答が4月になるだろうと思っております。



これから、まだ相当な時間がかかるのではないかと考えております。

平成21年（2月23日開催）
第1回臨時会

一般会計補正予算ほか、介護保険特別会計補正予算、条例の制定1件について審議しました。
（審議結果は24ページをご覧ください。）

条例

当麻町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について

この条例は、介護現場における、介護従事者の処遇改善を図るため、介護報酬が引き上げられますが、この改正に伴い介護保険料の急激な上昇を抑制するために基金を設置するものです。なお、平成21年度から平成23年度までの介護保険料に限り、介護報酬改定金額の2分の1相当額が国から交付されます。

問

田澤議員
賃金が低いため人材が不足していることから、介護従事者の処遇改善を図るため4月より介護報酬を3%引き上げますが、

答

健康福祉課長

これは事業者がそれぞれ考えることで、賃金に回せということではありません。その辺、国としても懸念されているところなんですけれども、使い方は事業者が決めることであります。

補正予算

平成20年度当麻町一般会計補正予算（第5号）

現行の予算に3億6,300万5千円を追加し、予算の総額を45億1,693万円としました。

◎補正の主な内容

歳出の増額として、地方振興費で、設置から相当の年数が経過している商店街の防犯灯を更新する

商店街防犯灯設置事業で3,245万円。合同庁舎管理費で、役場庁舎・福祉会館トイレを高齢者等に対応した一部洋式化及び手摺り設置等改修事業として1,003万円。定額給付金給付事業として7,443人を対象に1億1,829万2千円の増額及び定額給付金給付事務費として885万4千円。児童措置費で、幼児教育期の子育てを支援するための緊急措置として実施される子育て応援特別手当支給事業で、97人分の幼児を対象に349万2千円の増額及び子育て応援特別手当支給事務費として27万1千円の増額。農業振興費で、安心・安全な施設野菜の生産を促進するため、野菜専用ハウス等導入事業として1,830万円増額。土木費の道路維持費で、砂散布用小型トラック2トン車と除排雪用のロータリー車を更新するための雪寒機械整備事業として3,284万8千円の増額。公営住宅建設費の公営住宅等整備事業で、ニュータウンとうまに隣接する公営住宅建設予定地の用地取得及び測量、造成等にかかる経費として1億1,046万9千円等です。

歳入の増額として、地方交付税の普通交付税で、4,411万9千円。国の2次補正に関連する歳入で、国庫支出金で3億1,876万5千円。同じく道支出金で1万1千円です。

問

田澤議員

委員会で何故この資料が提出されなかったのか。平成9年にマスタープランが作られ青写真が出来ていたこと、公営住宅の事業費9,800万円の内訳が今回はじめて示されたことなど、今後委員会に速やかに詳細な資料の提出を要求いたします。そこで、平成9年に住宅マスタープランが作成されていることは、当時、審議会等の答申を受け議会の了承を得ていることと思いますが、当然該当する地権者には了解を取り、いずれ当麻町がこれに沿って土地の買収をすると約束事があったのだと思いたいがいかがですか。

答

副町長

資料が遅れたことはお詫びを申し上げます。

平成9年に住宅マスタープランができました、その当時図面を住宅購入者にも話をして示しており

ますけれども、具体的に地権者に対しての意向打診は平成11年でございませう。すべての地権者に意向確認を終えておりまして、一部の地権者からはいっ買収するんだと言われ現在に至っております。

問

千葉議員

昨年、旧二ヘイ木材跡地を買収する時点で何故この資料を出さなかったのか、西森さんほかの土地の買収等に整合性をもたらずのために、にわかについた図面ではないのですか。

町には土地利用計画というものがありません、それを変更してはならないということはないわけで、住宅の建設に足りなければ別のところを考えればいいのではないかと、あそこは駅もホクレンショップも近いし便利である、やはりあそこに軸足を置くべきであると思いません。

答

副町長

旧二ヘイ木材跡地に関しては購入予定はありませんでしたが、競売価格で落ちる見込みで購入した経過でございます。

中心市街地活性化計画では、医療・福祉・健康ゾーンに位置づけ

られておりますが、公営住宅等にも使えるといったアバウトな購入計画で急遽購入した経過でございます。ただ、まだアバウトな構想のイメージなため、なかなか表に出せなかったというのが実態で、今回公営住宅については建設計画は決まっておりますが、福祉ゾーンの具体化につきましては、今後皆様と協議し進めてまいりたいと思っております。

問

長瀬議員

旧二ヘイ木材跡地の利用計画はいつできたのか。

答

建設水道課長

昨年の開発計画ローリング時に作成しております。

問

山下議員

① 地域活性化及び生活対策臨時交付金について、ハード面での提示がほとんどで生活対策の内容が記載されていないので説明願いたい。

② また、公営住宅はあちこち建てるのではなく、当麻木材・二ヘイ木材跡地にまとめることが安心・利便性で一番良かったと考えますがお伺いします。

答

副町長

① 国の第2次補正予算算連の「地域活性化及び生活対策臨時交付金」については、昨年12月25日に突然照会があった事業で1月半ば過ぎまでに事業計画を提出せよとの事で、新年度予算作成を見直し、事業の選定にあたった経過でございます。

道との協議で2月上旬に固まって決まったことから、なかなか説明する機会がなかったのも事実で、これらを含めて委員会で説明し、ご理解をお願いしたのが今の流れです。

② 公営住宅の考えは変わっていません。

平成9年・平成15年の住宅マスタープラン・中心市街地活性化計画で事業を展開してきましたが、しかし近年の財政問題から用地の取得が困難で先送りしていた経緯ですが、昨年暮れの開発計画ローリングで財政的に目途がつき、起債で購入することを平成22年度に計上したのが12月のローリングでしたが、今回有利な交付金が発表されましたので補正予算をお願いした経緯です。

答

建設水道課長

② 旧二へイ木材跡地にま
とめたら良いということでありま
すが、ここにまとめられない理
由は、駅前で行う蟠龍まつり・新
米新そばまつりのメイン駐車場が、
来年度公営住宅を計画しているケ
アハウス前で、どうしても駐車場
広場等を旧二へイ木材跡地に確保
しなければならず、ここに公営
住宅をまとめることは困難である
と判断しました。

**平成20年度当麻町介護保険
特別会計補正予算(第3号)**

現行の予算に496万5千円
を追加し、予算の総額を7億73
7万9千円としました。

◎補正の内容

歳出の増額として、介護従事者
処遇改善臨時特例基金積立金で、
介護従事者の処遇改善のために行
われる介護報酬改定に伴う保険料
の上昇抑制に充てる財源として設
置する基金に496万5千円です。
歳入の増額として、国庫支出金
で、歳出に伴う国からの財源措置
として介護従事者処遇改善臨時特
例交付金、496万5千円です。

平成21年(3月24日開催)
第2回臨時会

工事請負契約、財産の取得、一般会計補正予算ほか6特別
会計補正予算について審議しました。
(審議結果は24ページをご覧ください。)

契 約

工事請負契約の締結について

この契約は、当麻中学校体育館
について、築38年が経過して傷み
が著しいことに加えて、平成19年
に行った耐震診断の結果、危険性
があることが判明したことから安
全・安心な学校づくり交付金事業
により大規模改修を行います。

工事の発注に当たり、3月17日
に指名競争入札を行いました。そ
の結果、盛永・石川経常建設共同
企業体が1億4,070万円で落
札し、同日、仮契約を締結し、地
方自治法及び町条例の規定により
議会の議決後、本契約を締結しま
す。

工事の概要として、筋交いの増

設等による耐震補強工事を行うほ
か、内部床・壁・開口部・天井の
全面的改修と電動バスケットゴー
ルの新設、屋根葺き替え、外壁改
修等を行います。
工期は平成21年8月25日となっ
ています。

設等による耐震補強工事を行うほ
か、内部床・壁・開口部・天井の
全面的改修と電動バスケットゴー
ルの新設、屋根葺き替え、外壁改
修等を行います。
工期は平成21年8月25日となっ
ています。

問

福山議員

当麻中学校の体育館耐震化
工事については、当初、約2億4,
500万円ほどの予算だったと思
いますが、附帯工事を入れまして
も、相当安く出ております。これ
についてご説明下さい。

答

建設水道課長

今回の工事につきましては、
三つ分けて入札しております。建
築主体の工事と機械設備の關係
で、これがかんりの入札残で出て
います。両方の額を合わせますと、

問

千葉議員

提案理由の説明の中で指名
業者に新谷建設の名前が入ってお
りますが、新谷建設は3月17日ま
で指名停止を受けていると聞いて
おります。この事実関係を伺いま
す。

答

建設水道課長

新谷建設につきましては、
当麻町の指名停止期間は、昨年8
月1日から今年1月31日まででござ
います。入札を行った時点では
指名停止は解除になっている状況
で、問題はないと思っております。



当麻中学校体育館

約6,000万円ほど、当初予算
より安い金額になっておりますが、
入札の結果でございます。



取得

財産の取得について

現在使用しているロータリー除雪車は、12年間使用していた車両を平成7年の中古で取得したものです。町で13年間使用し、通算25年を経過しているため、出力や機能の低下が見られるとともに、維持・管理の経費がかさんできたため、地域活性化・生活対策臨時交付金事業により更新します。

ロータリー除雪車を購入するに当たり、3月17日指名競争入札を行いました。その結果、北海道川重建機株式会社旭川支店が2,782万5千円で落札し、同日、仮契約を締結し、地方自治法及び町条例の規定により議会の議決後、本契約を締結するものです。

ロータリー除雪車の仕様につきましては、最大除雪幅2・6メートル、時間当り最大除雪量2,300トンで、エンジン定格出力250馬力、車両総重量は13・3トンで、納期は平成21年10月23日となっております。



補正予算

平成20年度当麻町一般会計補正予算(第7号)

現行の予算から、1,870万2千円減額し予算の総額を44億9,906万1千円としました。

◎補正の主な内容

歳出で、各種事務・事業の完了に伴い計数整理による減額を行い、増額では、総務費の一般管理費で基金積立金として7,694万9千円。民生費の児童措置費で、低年齢園児の入所増により323万8千円。診療所費で、医科診療施設勘定繰入金として232万6千円等です。

歳入では、町税、財産収入、寄附金、町債でそれぞれ精査を行うとともに、歳出に伴う計数の整理を行いました。

平成20年度当麻町国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第3号)

現行の予算から4,749万7千円を減額し、予算の総額を10億4,027万7千円としました。

◎補正の主な内容

歳出の増額として、保険財政共同安定化事業拠出金で、75万2千円等です。

減額として、保険給付費の一般被保険者療養給付費で、入院医療費の減により3,525万9千円。出産育児一時金で、出産件数の減により236万円。保険事業費の特定健康診査等事業費で、受診者数の減少による特定健康診査委託料等により202万円等です。

歳入の増額として、国民健康保険税の一般被保険者国民健康保険税で医療給付費分の滞納繰越分と介護給付金分の滞納繰越分徴収の増により、415万3千円。療養給付費等交付金で、概算交付額の増及び前年度精算額の確定により407万1千円。共同事業交付金の高額医療費共同事業交付金で80万円を超える高額医療費の増により642万円等です。

減額は、国庫支出金の療養給付費等負担金で、一般被保険者医療給付費の減により4,659万5千円。一般会計繰入の出産育児一時金支給額などの減により425万7千円。運営基金繰入金で、1,500万円等です。

平成20年度当麻町国民健康保険特別会計(医科診療施設勘定)補正予算(第2号)

現行の予算から、346万6千円減額し、予算の総額を7,753万4千円としました。

◎補正の主な内容

歳出の減額として、一般管理費で医師休暇減に伴う代診医師賃金減などにより179万9千円。医療材料費のX線検査のフィルムレス化などにより85万円等です。

歳入の増額として、外来収入の減に伴う、一般会計からの繰入金232万6千円等です。

減額として、診療収入の外来収入で外来患者数の減に伴い627万円です。

平成20年度当麻町老人保健事業特別会計補正予算(第2号)

現行の予算から1,322万6千円を減額し、予算の総額を1億566万2千円としました。

◎補正の主な内容

歳出の減額では、医療諸費の医療給付費で、入院及び通院等の医療費の減により1,322万7千円です。

歳入の増額では、返納金で診療

報酬誤請求による返納金の増により408万2千円。

減額では、支払基金交付金で、684万2千円。国庫支出金で493万8千円。道支出金で159万3千円等です。

平成20年度当麻町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第3号)

現行の予算から1,819万円減額し、予算の総額を8,011万9千円としました。

◎補正の主な内容

歳入の増額として、諸支出金で、制度改正に伴う広報等の経費分として一般会計に18万3千円の繰出しです。

減額として、後期高齢者医療広域連合納付金で、制度改正に伴う保険料引下げによる保険料納付金等の減により1,837万3千円です。

歳入の増額として、広域連合支出金で、制度改正に伴う広報等に要する経費として18万3千円です。減額として、後期高齢者医療保険料で、制度改正に伴う保険料の引下げ及び特別徴収から普通徴収への納付方法の変更により1,3

49万6千円等です。

平成20年度当麻町介護保険特別会計補正予算 (第5号)

現行の予算に42万5千円追加し、予算の総額を7億888万3千円としました。

◎補正の主な内容

歳入の増額は、保険給付費の介護サービス等諸費で、グループホーム等利用者の増、ホームヘルプサービス利用者の増、施設入所者の増によりそれぞれ給付金を増額し、ケアプラン作成件数の減などにより差し引き709万円等です。

減額として介護予防サービス等諸費で、要支援者のショートステイ利用者増、住宅改修利用者の減、ケアプラン作成件数の減、地域密着型グループホーム利用者減により差し引き378万6千円等です。

歳入の増額は、保険料で、第1号被保険者保険料の特別徴収保険料の増及び普通徴収保険料の減により差し引き348万6千円等です。減額は国庫支出金で、360万3千円。支払基金交付金で243万4千円等です。

平成20年度当麻町公共下水道事業特別会計補正予算 (第5号)

現行の予算から、194万1千円減額し、予算の総額を3億950万3千円としました。

◎補正の主な内容

事業完了に伴い計数整理を行いました。

歳入の減額は、下水道汚水処理負担金の減などにより105万1千円。公債費の利子で、繰上げ償還に伴う償還利子の減により30万円等です。

歳入の減額は、使用料及び手数料で、下水道使用料現年度分の減により134万7千円等です。



例月出納検査の結果

監査委員より平成21年2月に実施した検査結果が報告されました。



議会のうごき

2月10日
▼
5月10日

2月	10日	議会報編集特別委員会
	19日	総務文教常任委員会
		産業福祉常任委員会
	23日	第1回臨時会
		全員協議会
		上川中央部町議会事務局 長会議(局長↓上川町)
3月	25日	議会運営委員会
	26日	上川町村議会議長会定期 総会(議長↓旭川市)
	27日	森議長北海道産業貢献賞 受賞祝賀会
	3日	上川中部消防組合議会臨 時会(組合議員↓上川町)
	4日	第1回定例会
	4日	産業福祉常任委員会
	5日	大雪浄化組合議会定例会
		愛別町外3町塵芥処理組 合議会定例会(組合議員 ↓愛別町)
	9日	議会運営委員会

10日	J A当麻種粉湯消毒施設安全操業祈願祭（正副議長・産業福祉委員長）
12日	予算審査特別委員会 議員会役員会
16日	予算審査特別委員会 全員協議会
18日	議会報編集特別委員会 第2回臨時会
24日	全員協議会
25日	教育関係三者送別会（正副議長・総務文教委員長）
30日	上川中部消防組合議定会 例会（組合議員⇩上川町）
4月	
3日	議会報編集特別委員会
7日	J A当麻第62回通常総会（議長・産業福祉委員長）
9日	教育関係三者歓迎会（正副議長・総務文教委員長）
15日	道北地方森林・林業・林産業活性化促進議員連盟 連絡会総会（産業福祉正副委員長⇩旭川市）
17日	議会報編集特別委員会
19日	高齢者事業団総会（議長）
24日	水田農業推進協議会（議長・産業福祉委員長） 米麦改良協会総会（議長・産業福祉委員長）

- アスベストに関する追加調査について
- 町税等の滞納金について
- 地域活性化・生活対策臨時交付金事業について
- 定額給付金給付事業について

総務文教常任委員会

2月19日



各委員会の活動についてお知らせいたします。

- 当麻町職員勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 当麻町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 当麻町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 当麻町住宅建設資金融資条例の一部を改正する条例について
- 上川支庁管内町村公平委員会共同設置規約の変更について
- 当麻町職員の懲戒処分等に関する規程の制定について
- 当麻町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について
- 妊婦一般健康調査助成事業について
- 子育て応援特別手当について
- 当麻町敬老祝い金条例の制定について
- 当麻町乳幼児等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 当麻町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 当麻町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 陳情書・意見書について
- 当麻町健康保険当麻町立診療所条例の一部を改正する条例について
- 町立診療所運営状況について
- 米の生産調整等について
- 肥料・燃油高騰対応緊急対策事業について
- 安心安全野菜出荷対策事業
- そ菜花卉ハウス導入事業（花卉栽培促進対策事業）
- 町有林事業実績報告について
- 建設工事の進捗状況について
- 当麻町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について
- 妊婦一般健康調査助成事業について
- 子育て応援特別手当について
- 当麻町敬老祝い金条例の制定について
- 当麻町乳幼児等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 当麻町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例について

産業福祉常任委員会

2月19日

する条例の一部を改正する条例について

○公の施設に係る指定管理者の指定について

○当麻町介護保険条例の一部を改正する条例について

○町税等の滞納金について

○地域活性化・生活対策臨時交付金事業について

○定額給付金給付事業について

○当麻町職員の懲戒処分等に関する規程の制定について

○陳情書・意見書について

3月4日
○意見書の提出について

議会運営委員会

2月25日
○第1回定例会の運営について

○日程について

○当麻町議会運営基準の一部改正について

3月9日
○議会ホームページについて

○一般質問について

○常任委員、議会運営委員等の選任について

議案審議の結果

第1回定例会

議案番号	件名	結果	議決月日	
同意 第1号	当麻町固定資産評価審査委員会委員の選任について	同意	3月4日	
議案 第4号	当麻町敬老祝い金条例の制定について	原案可決		
議案 第5号	当麻町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決		
議案 第6号	国民健康保険当麻町立診療所条例の一部を改正する条例について	原案可決		
議案 第7号	当麻町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決		
議案 第8号	当麻町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決		
議案 第9号	当麻町乳幼児等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決		
議案 第10号	当麻町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決		
議案 第11号	当麻町介護保険条例の一部を改正する条例について	原案可決		
議案 第12号	当麻町住宅建設資金融資条例の一部を改正する条例について	原案可決		
議案 第13号	当麻町公の施設に係る指定管理者の指定について	原案可決		
議案 第14号	上川支庁管内町村公平委員会共同設置規約の変更について	原案可決		
議案 第15号	平成20年度当麻町一般会計補正予算（第6号）	原案可決		
議案 第16号	平成20年度当麻町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）	原案可決		
議案 第17号	平成20年度当麻町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	原案可決		
議案 第18号	平成20年度当麻町介護保険特別会計補正予算（第4号）	原案可決		
議案 第19号	平成20年度当麻町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）	原案可決		
同意 第2号	当麻町教育委員会委員の任命について	同意		3月18日
議案 第20号	平成21年度当麻町一般会計予算	原案可決		
議案 第21号	平成21年度当麻町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算	原案可決		
議案 第22号	平成21年度当麻町国民健康保険特別会計（医科診療施設勘定）予算	原案可決		
議案 第23号	平成21年度当麻町老人保健事業特別会計予算	原案可決		
議案 第24号	平成21年度当麻町後期高齢者医療特別会計予算	原案可決		
議案 第25号	平成21年度当麻町介護保険特別会計予算	原案可決		
議案 第26号	平成21年度当麻町公共下水道事業特別会計予算	原案可決		
議案 第27号	平成21年度当麻町水道事業会計予算	原案可決		
	[予算審査特別委員会付託（8件）]			
意見案 第1号	北海道の自衛隊体制維持を求める意見書の提出について	原案可決		
意見案 第2号	市町村立病院の経営安定化と療養病床の維持存続を求める意見書の提出について	原案可決		
意見案 第3号	中山間地域等直接支払い交付金制度の継続に関する意見書の提出について	原案可決		
	閉会中の所管事務調査の申し出について (総務文教常任委員会) (産業福祉常任委員会) (議会運営委員会)	承認		

第1回 臨時会

議案番号	件名	結果	議決月日
議案第1号	当麻町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について	原案可決	2月23日
議案第2号	平成20年度当麻町一般会計補正予算(第5号)	原案可決	
議案第3号	平成20年度当麻町介護保険特別会計補正予算(第3号)	原案可決	

第2回 臨時会

議案番号	件名	結果	議決月日
議案第28号	工事請負契約の締結について	原案可決	3月24日
議案第29号	財産の取得について	原案可決	
議案第30号	平成20年度当麻町一般会計補正予算(第7号)	原案可決	
議案第31号	平成20年度当麻町国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第3号)	原案可決	
議案第32号	平成20年度当麻町国民健康保険特別会計(医科診療施設勘定)補正予算(第2号)	原案可決	
議案第33号	平成20年度当麻町老人保健事業特別会計補正予算(第2号)	原案可決	
議案第34号	平成20年度当麻町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)	原案可決	
議案第35号	平成20年度当麻町介護保険特別会計補正予算(第5号)	原案可決	
議案第36号	平成20年度当麻町公共下水道事業特別会計補正予算(第5号)	原案可決	

あしがき

長かった冬の雪も解け、昨年は4月中に桜の開花がありました。今年は4月に入り13日の真夏を思わせる気温になったり、16日には雪が舞い冬を感じさせる気温になったり寒暖差の激しい日が続きましたが、桜の開花予想は平年並みのようで、春の農作業等も急ピッチで進み水を湛えた水田風景・野山も新緑に変わる季節の到来です。

3月第1回定例会が開催され、今年の当初予算は、一般会計・6特別会計・水道事業会計の合計が60億337万6千円、前年度予算対比1億2,093万3千円マイナス予算のスタートで依然として厳しい状況にあります。以前に比べ財政力に見合った内容と効果的な行政システム計画になっています。

国は、100年に一度と言われる経済不況の影響を受け補正予算を組み、地方・地域活性化と称して、国民に高速道路通行料(E.T.C車限定土日祝祭日1,000円・平日3割・5割)乗り放題や定額給付金(18歳未満65歳以上20,000円それ以外12,000円)を支給しました。国民は概ね喜んでいますが、定額給付金を利用し町内消費に使われた町民も多く、商工会活性化に一役貢献していることと感じています。

議会報編集委員スタッフは、前期2年間の任務を終え、今回の議会報で後期編集委員スタッフと交代となります。
2年間、紙面内容を充実するため努力をされましたが、今後もご提言・ご指導を心からお願いいたします。
(中港)



委員長 福山憲昭
副委員長 中田三夫
委員 澤田港治
" " 田田勝